

平成 31(2019)年度 介護支援専門員更新研修 B (実務未経験者向)・再研修 開催要項

はじめに **重 要**

【制度改正に伴う変更点・注意事項】

・本研修の受講地は、介護支援専門員証の「登録府県」となります。原則として、兵庫県登録の方のみが本研修の受講対象となりますのでご注意ください。

【受講する研修の確認について】

- ・本研修は、介護支援専門員証の更新に必要な「法定研修」ですが、各介護支援専門員の専門員証の更新履歴や実務経験などによって、更新手続きに必要な研修が異なります。ご自身で、受講する研修種別を十分確認のうえ、受講申込みをしていただきますようお願いいたします。(更新手続きに必要な研修については、「更新フローチャート (P.7)」でご確認ください。)
- ・社会福祉研修所では、兵庫県に登録されている介護支援専門員の更新履歴を把握していないため、更新に必要な研修種別を個別に確認できないことをご承知おきください。また、兵庫県における更新手続きの可否についても責任を負いかねますことを申し添えます。

1 目 的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な価値（態度）、知識、技術を再修得することを目的とする。

2 到達目標

- (1) 介護保険制度の理念、介護支援専門員の業務全般と倫理、自立支援の考え方を理解し実践できる。
- (2) ケアマネジメントに関する知識・技術《受付⇒相談・面接⇒課題分析（アセスメント）⇒ケアプランの作成⇒モニタリング》をもとにした適切な実務が実践できる。
- (3) 利用者を支援する上で知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解し活用することができる。
- (4) 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、専門職としての役割を理解し実践できる。

3 主 催

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所（兵庫県指定研修実施機関）

4 研修実施期間

平成 31 年 4 月 3 日～8 月 30 日（研修日程の詳細は、**本開催要項 8 (P.3~4)**に記載）

5 申込締切日

平成 31 年 2 月 20 日（水）（申込方法の詳細は**本開催要項 12 (P.5)**に記載）
※ 期日厳守(簡易書留郵便に限る。当日消印有効)

6 受講対象者

(1) 更新研修B（実務未経験者向）

① 介護支援専門員証の有効期間満了日が平成33(2021)年3月31日迄の方。

現在の証の交付を受けてから、介護支援専門員の実務に従事した経験がなく、平成31(2019)年8月30日から平成33(2021)年3月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する兵庫県登録の方で、介護支援専門員証の更新をしようとする方。
介護支援専門員証を更新するには、有効期間内に別途登録府県への申請手続きが必要です。

② 介護支援専門員証の有効期間満了日が平成33(2021)年4月1日～平成34(2022)年3月31日迄の方。

※①と再研修の方を優先し、その上で定員に満たない場合のみ先着順で受講決定します。

現在の証の交付を受けてから、介護支援専門員の実務に従事した経験がなく、平成33(2021)年4月1日から平成34(2022)年3月31日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する兵庫県登録の方で、介護支援専門員証の更新をしようとする方。

(2) 再研修

- ① 兵庫県登録の方で、介護支援専門員証の有効期間が満了している方。
- ② 兵庫県登録の方で、平成31(2019)年8月29日までに介護支援専門員証の有効期間が満了し、有効期間の満了後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方。

受講対象にかかる注意事項

- ・「実務に従事」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事(ケアプラン・予防プランの作成、居宅介護支援事業所の管理者含む)した経験をいいます。なお、要介護認定のための認定調査のみ行っていた場合や連絡調整業務のみに従事していた場合は、「実務経験」とは認められません。
- ・更新研修B(実務未経験者向)は「現在の介護支援専門員証を受けてから全く実務に就いていない方」が、再研修は「介護支援専門員証の有効期間が満了した方」、「本研修中に介護支援専門員証の有効期間が満了する方」が受ける研修です。別添フローチャートをよくご確認のうえ、お申し込みください。
- ・本研修(更新研修B・再研修)の受講地は、原則、介護支援専門員証の資格登録府県となります。他府県で登録をしている方は、登録をしている府県での受講となりますので、ご注意ください。(兵庫県で勤務していても、他府県で登録をされている方は、登録府県での受講となります。)
- ・兵庫県以外の府県に登録されている方は、現在登録している府県と兵庫県との協議(登録地変更手続等)により受講を認められなければ、本研修の申込みはできません。(手続きの詳細は登録の府県で確認ください。)

7 研修科目について

*研修科目・時間などはつぎのとおりです。

*それぞれの研修日程については、本開催要項「8 研修日程(コース)・会場(P.3~4)」をご参照ください。

*各科目に対応する目的や内容の詳細を確認したい方は、兵庫県社会福祉研修所のホームページ上に、厚生労働省が明示した研修実施要綱を掲載していますので、そちらをご参照ください。

HPアドレス：<https://hfkensyu.com/>

	研修科目	時間	研修形式	
1日目	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	講義 3 時間	集合研修形式	
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	講義 2 時間		
	介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	講義 2 時間		
2日目	自立支援のためのケアマネジメントの基本	講義 6 時間		
	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理《前半》	講義 1 時間		
3日目	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理《後半》	講義 1 時間		
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	講義 3 時間		
	地域包括ケアシステム及び社会資源	講義 3 時間		
4日目	ケアマネジメントの展開（講義編）①基礎理解	講義 1 時間		集合研修形式
	ケアマネジメントの展開（講義編）②看取り	講義 2 時間		
	ケアマネジメントの展開（講義編）③認知症	講義 2 時間		
5日目	ケアマネジメントの展開（演習編）①基礎理解	演習 2 時間	グループ研修形式	
	ケアマネジメントの展開（演習編）②看取りに関する事例	演習 3 時間		
6日目	ケアマネジメントの展開（演習編）③認知症に関する事例	演習 3 時間		
7日目	ケアマネジメントの展開（講義編）④筋骨格系疾患及び廃用症候群	講義 2 時間	集合研修形式	
	ケアマネジメントの展開（講義編）⑤内臓機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）	講義 2 時間		
	ケアマネジメントの展開（講義編）⑥脳血管疾患	講義 2 時間		
8日目	ケアマネジメントの展開（演習編）④筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	演習 3 時間	グループ研修形式	
	ケアマネジメントの展開（演習編）⑤内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	演習 3 時間		
9日目	ケアマネジメントの展開（演習編）⑥脳血管疾患に関する事例	演習 3 時間		
10日目	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	演習 5 時間	グループ研修形式	

・研修日数は全 10 日間、研修時間は計 54 時間になります。

8 研修日程（コース）・会場

- *（1）～（6）の各日程において受講コースを選択し、全課程（10 日間）を受講いただきます。
- *受講コースの希望については、申込状況により、希望コースとならない場合や実施を取り止めるコースがあることをあらかじめご承知おきください。
- *大規模な自然災害等により研修実施が困難な場合は、研修を中止することがあります。この場合は、前日の午後 6 時までには兵庫県社会福祉研修所のホームページのトップページにて研修の中止又は延期をお知らせします。ホームページで確認することが困難な方、または前泊等の事情で出発前に情報提供が必要な方は、前日の夕方に、本要項「15 問合せ先（1）（P.6）」まで電話でお問合せください。

(1) 第1～3日目 «「①、②」の2コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
①	4月3日(水)、4日(木)、5日(金)	神戸ファッションマート (神戸市東灘区向洋町中6丁目9)
②	4月16日(火)、17日(水)、18日(木)	

※時間は第1日目が9:10～17:45(予定)、第2～3日目が9:10～17:55(予定)です。

(2) 第4日目 «「③～⑤」の3コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
③	4月23日(火)	神戸ファッションマート (神戸市東灘区向洋町中6丁目9)
④	4月24日(水)	
⑤	4月25日(木)	

※各日時間は9:30～16:00(予定)です。

(3) 第5～6日目 «「⑥～⑩」の5コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
⑥	6月3日(月)、4日(火)	兵庫県福祉人材研修センター (神戸市中央区中山手通7丁目28-33)
⑦	6月6日(木)、7日(金)	
⑧	6月10日(月)、11日(火)	
⑨	6月12日(水)、13日(木)	
⑩	6月14日(金)、15日(土)	

※時間は第5日目が9:30～16:05(予定)、第6日目が9:30～12:55(予定)です。

(4) 第7日目 «「⑪～⑬」の3コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
⑪	6月26日(水)	神戸ファッションマート (神戸市東灘区向洋町中6丁目9)
⑫	6月27日(木)	
⑬	6月28日(金)	

※各日時間は10:20～17:30(予定)です。

(5) 第8～9日目 «「⑭～⑱」の5コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
⑭	7月23日(火)、24日(水)	兵庫県福祉人材研修センター (神戸市中央区中山手通7丁目28-33)
⑮	7月25日(木)、26日(金)	
⑯	7月29日(月)、30日(火)	
⑰	7月31日(水)、8月1日(木)	
⑱	8月2日(金)、3日(土)	

※時間は第8日目が9:30～17:05(予定)、第9日目が9:30～12:55(予定)です。

(6) 第10日目 «「⑲～㉓」の5コースのうちいずれか1コース»

コース	日程	会場(予定)
⑲	8月26日(月)	兵庫県福祉人材研修センター (神戸市中央区中山手通7丁目28-33)
⑳	8月27日(火)	
㉑	8月28日(水)	
㉒	8月29日(木)	
㉓	8月30日(金)	

※各日時間は9:30～16:20(予定)です。

 日時・会場はすべて予定です。受講が決定した場合、受講決定通知で日時・会場をよくご確認ください。

※ 「社会福祉研修所」は3月1日に上記の「兵庫県福祉人材研修センター」へ移転します。

9 研修日程の選択について

- *本要項「8 研修日程（コース）・会場（P.3～4）」にあるとおり、第1～3日目、第4日目、第5～6日目、第7日目、第8～9日目、第10日目について、いずれか1コースを受講いただきます。
- *申込書では、第1～3日目は必ず第2希望まで、第4日目、第7日目は必ず第3希望まで、第5～6日目、第8～9日目、第10日目については必ず第4希望までご記入ください。
- *全ての日程について、申込状況により、希望コースとならない場合や実施を取りやめるコースがあることをあらかじめご承知おきください。また、希望欄にご記入がない場合や同じコースを重複して記入した場合は、当所にてコースを決定させていただきます。

10 定 員 700名

11 受講料・資料代・テキスト代 38,260円

(内訳：受講料27,000円・資料代1,000円・テキスト代10,260円)

- *上記金額は消費税込価格です。受講料等は、受講決定通知時に振込用紙を同封して請求します。研修第1日目時点において、未納の方は受講できませんので、必ず事前にお振込みください。
- *受講料納入後のキャンセルに伴う返金は原則できません。

12 申込方法

(1) 申込締切日(再掲) 平成31年2月20日(水) 期日厳守

(簡易書留郵便に限る。当日消印有効)

(2) 申 込 先 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-30

兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部

(3) 申込方法等

- *別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、上記「申込先」へ必ず簡易書留でご郵送ください(簡易書留以外のものは受付できません)。普通郵便等の利用により不達等の事故が発生した場合、責任を負いかねます。

申込書記入上の注意

- ・申込書は、一切の記入誤りがないよう作成してください。記入漏れ等があった場合、受講決定ができない場合もありますので十分ご注意ください。
- ・記入内容に虚偽があった場合は、研修修了後の場合でも取消しとなりますのでご注意ください。
- ・介護支援専門員登録番号、専門員証の有効期間満了日は、介護支援専門員証に記載があります。間違いがないよう正確に転記してください。介護支援専門員証を返納した等でご不明の方は、登録府県にご確認ください。
- ・受講日程の希望については、本要項「8 研修日程（コース）・会場（P.3～4）」を確認のうえ、申込書に空欄がないようにご記入ください。
- ・社会福祉研修所から記載事項について確認する場合があります。必ず申込書の控えを手元に残しておいてください。

13 受付および受講決定について

- *原則先着順に受け付けますが、申込多数の場合、更新研修Bを申し込まれる方は、介護支援専門員証の有効期間の満了日が近い方を優先し、受講者を決定します。
- *申し込み状況によっては、希望コースとならない場合や実施を取り止めるコースもあることを、予めご承知おきください。
- *受講決定通知は、受講の可否を含め、全員を対象に、平成31年3月7日（木）頃にご自宅宛てに発送を予定しています。平成31年3月13日（水）までに通知が届かない場合は、必ず本要項「15 問合せ先（1）」までご連絡ください。

14 研修の修了要件および研修修了評価について（注意）

- *厚生労働省の研修実施要綱により、研修修了にかかる「評価制度」が導入されています。受講状況や課題の提出状況等により、研修受講の中断や退出を命じ、研修の修了を認めない場合があります。
- *本研修においては、欠席はもちろんのこと、各科目15分以上の遅刻・離席・早退が認められた場合は、当該科目の受講修了が認められません。これらの場合にあつて、別コースへの受講日程の変更は、対応できない場合があります。
- *全10日間の研修で合計30分以上の遅刻・離席・早退が確認された場合は、研修修了が認められません。

15 問合せ先

（1）研修について

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-30
兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所 研修第2部
TEL：078-367-5211 FAX 078-367-4522
<問合せ受付時間：祝日を除く月～金 9：00～17：00>

※「社会福祉研修所」は、3月1日より「兵庫県福祉人材研修センター」（神戸市中央区中山手通7丁目28-33）へ移転します。
受講が決定した方へは、研修会場へのアクセス地図をお送りします。

（2）介護支援専門員の登録・更新（有効期間、登録番号）・登録地変更等について

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県高齢政策課計画・審査班
TEL：078-341-7711（内線3109）

<個人情報取扱いについて>

本研修の「受講申込書」をもって取得した個人情報は、兵庫県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、本研修の運営にのみ利用させていただきます。

介護支援専門員証更新・交付のための研修フローチャート（2019年1月 兵庫県）

- 更新や再交付に必要な研修は、介護支援専門員としての実務経験の有無や前回の専門員証更新状況により異なります。
- 今後、介護支援専門員として実務に従事する予定がない場合、更新する必要はありません。
（有効期限経過後、様式第8号により介護支援専門員証を返納してください。
登録は残るので、有効期間内の専門員証を必要とされる前までに再研修を修了すれば、専門員証交付申請が可能となります。）
- 研修を修了しただけでは更新したことにはなりません。必ず兵庫県へ専門員証交付のための申請手続きをしてください。

専門員証の有効期間や、更新のための研修受講履歴、今後の受講計画については、ご自身でしっかり管理・検討をお願いします。

兵庫県から
のお願いです。



更新希望者向け フローチャート

※要確認※ 更新を希望する場合、研修修了日までに専門員証の有効期間が切れることなく、更新手続きが可能であることが前提です！

前回証更新時の研修が、

- 専門研修Ⅱまたは更新研修A(後期)の方
- 専門Ⅰまたは更新A(前期)と、専門Ⅱまたは更新A(後期)の方

・初回更新の方

- 前回証更新時の研修が更新研修B(実務未経験者向け)の方
- 現在の証が、再研修修了により交付された方

現在の専門員証交付以降、実務に従事した経験がありますか。

はい

申し込み時点で実務に就いており、かつ
実務経験が通算3年以上ありますか。

はい

専門研修課程Ⅱ
(33.5時間)

いいえ

更新研修B(実務未経験者)
【54時間】

現在の専門員証交付以降、実務に従事した経験がありますか。

はい

申し込み時点で実務に就いており、かつ
実務経験が通算6か月以上ありますか。

はい

① 専門研修課程Ⅰ
(57.5時間)

いいえ

① 更新研修A(前期)
(57.5時間)
専門Ⅰと同内容

申し込み時点で実務に就いており、かつ
実務経験が通算3年以上ありますか。

はい

② 専門研修課程Ⅱ
(33.5時間)

いいえ

② 更新研修A(後期)
(33.5時間)
専門Ⅱと同内容

<注意事項>

- ※「実務経験期間」とは、現在お持ちの専門員証の交付日以降の通算期間です。
- ※「実務につく」「実務経験」とは、介護支援専門員として介護サービス計画書の作成業務に従事(ケアプラン・予防プランの作成)した経験をいいます。居宅介護支援事業所の管理者については、管理者としての期間も実務経験があると認められます。一方、要介護認定の調査業務や連絡調整のみを行っている場合は、実務経験には含まれません。
- ※対象者は、原則として兵庫県登録の方となります。
(他府県登録の方は、登録府県にお問い合わせください。)
- ※①と②両方を受講の場合、平成28年度以降、①⇒②の順の受講を要します。
- ※更新研修A・Bとも、有効期間満了日のおおむね2年前より申し込みめます。

有効期間満了者向け
フローチャート

- 専門員証の有効期間が満了した方
- 左記更新研修等では、研修中に有効期間が満了する方

再研修【54時間】

原則、有効期間満了者

再研修修了後より、専門員証の
交付申請手続きが可能です。
(有効期間が切れた専門員証を
お持ちの方は、様式第8号とと
もに専門員証の返納が必要です。)

【問い合わせ先】

専門員証の更新方法・手続き等は...
兵庫県高齢政策課 計画・審査班
TEL078-341-7711(代表)
(内線3109)

専門研修・更新研修・再研修は...
兵庫県社会福祉研修所
TEL078-367-5211
(平日9~17時)